

# 議第30号 呉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

平成30年6月に公布された第8次地方分権一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号))による災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」といいます。)の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「施行令」といいます。)の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けについて所要の規定の整備をするものです。

## 2 条例改正に係る法及び施行令の改正内容

### (1) 法の一部改正

災害援護資金の貸付利率については、据置期間経過後は延滞の場合を除き年3パーセントとされていますが、当該利率を年3パーセント以内で市町村が条例で定める率とするものとされました。

### (2) 施行令の一部改正

#### ア 保証人の要件緩和

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、施行令の規定により保証人を立てなければならないこととされていますが、保証人を立てることが困難な被災者の実情を考慮した貸付けが行えるよう、当該規定が削除されました。

#### イ 償還方法の拡充

災害援護資金の償還方法については、年賦償還又は半年賦償還の方法によることとされていますが、借受人の償還を容易とし、市町村の確実な債権回収を促すため、月賦償還の方法も可能とすることとされました。

## 3 改正の内容

- (1) 災害援護資金の貸付けについて、保証人を立てることができることとします。
- (2) 現在、災害援護資金の貸付利率について、据置期間経過後は延滞の場合を除き、年3パーセントとしていますが、今後の災害発生時に、その時点での他の公的貸付制度を参考として利率の改定を行い、速やかに被災者への貸付けができるよう、年3パーセント以内で、規則で定める率とします。
- (3) 年賦償還又は半年賦償還の方法によることとしている災害援護資金の償還方法に月賦償還の方法を追加します。
- (4) 施行令の一部改正により生じた引用条項の整理をします。

## 4 施行期日

平成31年4月1日